

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和56年7月から57年11月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年11月まで

私は、妻が会社を退職したのを契機に、妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人分の国民年金保険料約9,000円を近くの郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間について、妻は納付済みとされ、自分だけが未納とされていることに納得できない。

また、申立期間直後の昭和57年12月から58年2月までは未納とされていたが、領収証書により記録が訂正されたので、申立期間についても調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻の退職を契機に、妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行うとともに、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てしているところ、申立人が所持する年金手帳によれば、申立人は昭和56年7月9日に国民年金に任意加入（同日に付加年金に加入）した後、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年7月31日に強制加入被保険者に種別変更していることが確認できる上、申立人から提出された申立期間直後の57年12月から58年2月までの申立人及びその妻の国民年金保険料納付書兼領収証書により、夫婦は同じ金融機関で同日に保険料を納付していることが確認できることから、夫婦は一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間直後の昭和57年12月から58年2月までは、申立期間と同様に未納とされていたが、申立人から提出された上記の国民年金保険料納付書兼領収証書により、納付が確認できたことから、平成23年2月22日に記録訂

正されており、申立人の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の保険料を納付したとするその妻は、申立期間が納付済とされている上、妻が記憶する納付金額（約9,000円）は、申立期間当時の申立人の付加保険料を含む国民年金保険料に妻の定額保険料を加えた金額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年\*月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から6年3月まで

私は、20歳になって国民年金に加入し、保険料は自分でA市B区役所に納付に行ったことを記憶している。

にもかかわらず、申立期間が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する国民年金手帳記号番号に係る申立人の平成3年度及び4年度国民年金収滞納一覧表を見ると、申立期間のうち平成3年\*月から5年1月までの期間に係る保険料が納付されていることが確認できる上、申立人の当該手帳記号番号に係るオンライン記録を見ると、申立人は、3年\*月\*日に資格取得し、6年4月1日に資格喪失しており、申立期間に係る保険料を全て納付していることが確認できる。

また、当該記録は、本来、申立人の基礎年金番号に統合すべきところ、申立人の基礎年金番号に係るオンライン記録を見ると、資格取得日及び資格喪失日の記録のみが平成14年11月20日に追加処理されているものの、保険料の納付記録については追加処理されていないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準報酬月額 32 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで  
ねんきん定期便の内容によると、私が A 社に勤務していた期間の標準報酬月額及び保険料納付額が、実際の給与支給額及び保険料控除額より低額となっている。

給与支給明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間において、申立人が保有する給与支給明細書により厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と報酬月額に基づく標準報酬月額を比較したところ厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が低いことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）が保管する申立人に係る資格取得届及び平成 17 年 9 月の定時決定に係る算定基礎届において、20 万円の標準報酬月額に相当する報酬

月額届出を行っており、また、B厚生年金基金が保管する申立人に係る資格取得届及び報酬月額届書においても、報酬月額が20万円となっていることが確認できることから、事業主が20万円を報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、当該訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで

私は、平成17年8月8日にA社に入社し、18年4月30日で同社を退職したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年4月1日となっている。

私が保管している平成18年4月分の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する平成18年4月分の給与明細書、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の給与支払額及び保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元上司が、「事業主が平成18年5月1日を資格喪失日とすべきところを誤って同年4月1日と届けた。」と供述し、資格喪失届により、事業主が申立人に係る資格喪失日を同年4月1日として同年11月20日に届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月4日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を同年3月4日に訂正し、5年10月から6年2月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

また、申立人が申立期間②に勤務していたとするB社は、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所としての要件を満たしていると判断され、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成6年3月4日、資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正し、同期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、同事業所の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月19日から6年3月4日まで  
② 平成6年3月4日から同年8月頃まで

私は、申立期間にA社に勤務し、途中で業務を引き継いだB社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間の給与明細書では厚生年金保険料が控除されており、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立ての事業所は平成5年10月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した申立人を含む13人の標準報酬月額について6年1月1日付けで随時改定が行われていながら、同年12月15日に

随時改定の取消処理がなされるとともに、申立人を含む14人について5年10月19日を資格喪失日とする記録訂正が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該訂正前の記録から、平成5年10月19日において、申立ての事業所が適用事業所としての要件を満たしていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年10月19日に資格を喪失した旨の記録訂正を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の、申立ての事業所における資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である6年3月4日とすることが妥当である。

また、平成5年10月から6年2月までの標準報酬月額については、事業主が当初届け出た5年10月の記録から28万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が、申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間の加入記録が無い複数の同僚が「申立期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述しており、同僚の1人が保管する平成6年3月分及び同年7月から7年1月分までの給与明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立ての事業所は、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、平成6年3月4日に法人として登記されていることが確認できることから、適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、平成6年3月から同年7月までの標準報酬月額については、同僚の給与明細書の厚生年金保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間②において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店の資格取得日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和48年4月にA社に入社し、現在も同社で勤務している。

しかし、給与支給明細書では申立期間に係る厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所の記録では、昭和49年3月の1か月間が漏れている。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が保管する給与支給明細書及びA社が保管する人事記録、雇用保険の加入記録及びC国民健康保険組合の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社B支店（以下「B支店」という）において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日については、事業所が保管する社会保険被保険者台帳に、昭和49年3月1日にB異動と記載されていることから、同年3月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店に係る昭和49年4月の標準報酬月額から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は「本社保管の社会保険台帳で昭和49年3月1日にB支店に異動と記載があるが、B支店保管の厚生年金台帳では同年4月1日と記載されてい

るところから、1か月の届出漏れが発生した。」と事務処理の誤りを認めていることから、事業主が同年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年12月まで

私は、昭和45年6月に結婚した後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市の集金人に納付したにもかかわらず、申立期間において妻は納付済みで、自分だけが納付済みとされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和48年9月から49年1月頃までに払い出されたものと推認され、国民年金手帳に記載されているように49年1月4日に被保険者資格を取得したことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未加入とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、戸籍の附票によれば、申立人は昭和47年6月からA市B町に居住したことが確認できるが、それ以前はA市C町に居住していたと供述しているところ、申立人の妻の昭和47年度国民年金保険料領収書に「扱者」として名前のある集金人は、「当時の資料は保存していない。当時、保険料を納付していた人の名前はよく覚えていない。自分は、A市でB町等の地域を担当し、申立人が居住していたとするC町は別の集金人（既に他界）が担当していた。」としており、申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の妻は既に他界していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明

である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私の国民年金の加入手続を誰が行ったかは覚えていないが、父親か母親のどちらかが、私が20歳に到達した昭和46年\*月頃に行ったのだと思う。保険料の納付については、数か月分をまとめて自分で納付していたと思うが、ねんきん定期便では、申立期間が未納とされている。

申立期間の前後は全て納付済みである上、昭和48年度について上半期の保険料が未納のまま下半期の保険料を納付することは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親か母親のどちらかが、申立人が20歳に到達した昭和46年\*月頃に、国民年金の加入手続を行ってくれたのだと思うとしているが、A市の国民年金カードによると、申立人の国民年金の資格取得届が50年12月8日に受け付けられ、申立人が20歳に到達した46年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の両親が46年\*月頃に申立人の加入手続を行っていたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、前述の国民年金カード及び国民年金被保険者台帳によれば、申立期間直前の昭和46年9月から48年3月までの保険料が50年12月12日に特例納付されるとともに、申立期間直後の48年10月から50年12月までの保険料が同日に納付されたことが確認できることを踏まえると、申立期間は、第2回特例納付の対象期間（昭和36年4月から48年3月まで）とはされていなかったことから、時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和62年2月から平成元年3月まで

私は、昭和62年2月にA社に就職したが、事務員に、「当社は厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入して保険料を納付しないといけない。」と言われた。国民年金の加入手続と保険料の納付は会社がしてくれた。

その後、同社が厚生年金保険の適用事業所になり、私は国民年金から厚生年金保険に切り替えたが、国民年金に加入していたはずの期間が未加入期間となっていることが納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として「平成8年5月1日」と記載されている上、当該被保険者資格取得日は、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の資格取得日と同一日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人の申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンライン記録による氏名検索によっても、申立期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた記録は確認できず、申立期間は未加入期間であることから、保険料を納付することはできない。

さらに、A社に係る従業員の国民年金の納付状況を確認しても、当該事業所が従業員の国民年金保険料をまとめて納付していた状況はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするA社の経理担当者も、当時の具体的な状況を記憶していない。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 5 月 26 日から同年 5 月 28 日までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 5 月 26 日から同年 5 月 28 日まで

私は、会社を退職した後、昭和 58 年 12 月頃及び 59 年 5 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所に納付したにもかかわらず、国民年金が未加入になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 12 月頃及び 59 年 5 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、60 年 11 月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は申立期間当時から継続して A 市に居住していることから、同市で国民年金に加入して保険料を納付していたのであれば、当該時点において改めて国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要は無く、申立人の主張と相違する上、オンライン記録によると、申立人の国民年金資格取得日は 60 年 11 月 29 日となっていることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

なお、申立人が提出した年金手帳の国民年金に係る「初めて被保険者となった日」欄等 2 か所を見ると、加筆、修正された上で昭和 58 年 12 月 15 日と読み取れる記載となっているが、当該加筆、修正は、60 年 11 月 29 日と記載されていたものに対して同日以降に行われた形跡がうかがわれることから、当該年金手帳の記載内容をもって、申立期間当時、申立人が国民年金に加入

していたとすることはできない。

また、A市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によると、申立期間は未加入の記録となっており、これはオンライン記録と一致している上、申立人が提出した年金手帳においても、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらず、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により申立人の氏名検索を行っても、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所で毎月納付したと主張するのみで、納付方法や保険料額についての記憶は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年3月まで

私が短大生であった平成7年4月に、区役所から国民年金保険料の納付書が届いたが、当時、収入の無かった私に代わり、母親がその納付書により、申立期間に係る保険料をA銀行B支店で、毎月1万1,700円ずつ納付してくれたはずであるにもかかわらず、当該期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月に、国民年金保険料の納付書が区役所から届き、母親がその納付書により、申立期間に係る保険料を毎月納付してくれたはずであると申し立てしているところ、申立人の20歳の誕生日前に納付書が発行されることは無い上、申立人の母親は、「申立人の国民年金加入手続を区役所で行った記憶は無く、国民年金手帳が送付されてきたことも無い。」と供述しているほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の姉の保険料の納付について毎月納付していたと供述しているものの、オンライン記録によると、申立人の姉の平成5年5月から同年12月までの国民年金保険料が同年12月22日に、6年1月から同年3月までの保険料が同年4月4日に、それぞれ納付されていることが確認でき、申立人の母親の供述と相違する上、申立人の母親は前述のとおり国民年金手帳が送付されてきたことは無いとも

供述しているが、国民年金の加入の前提となる国民年金手帳が送付されずに申立期間に係る納付書のみが送付されてきたとする供述は不自然であり、申立人の母親の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、現在、国民年金手帳を所持しておらず、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から7年2月まで

私は、平成6年6月に結婚し、夫が勤務していたAへ行くこととなり、本来であれば夫の共済年金の被扶養者になるところであるが、失業保険を受給していたため被扶養者として認定されないことが、同年8月末に判明した。このため、同年9月に、国民年金及び国民健康保険の加入手続をB区役所で行い、すぐに夫の貯金から4万円引き下ろし、同年6月から同年9月までの国民年金保険料を近くの金融機関で納付した。また、平成6年10月から7年2月までの国民年金保険料は、毎月、近くの郵便局で国民健康保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年5月に国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立期間直前の6年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後は、申立期間について国民年金への再加入手続を行った記録は無い上、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄を見ても、申立期間に係る加入記録は記載されていないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、ほかに申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人が提出した家計簿を見ると、申立期間中の平成6年10月27日、同年11月30日、7年1月10日及び同年2月1日に、「税金」として支出した旨の記載があるが、その金額は、申立期間当時に納付された国民健康保険料額と一致している一方で、当該家計簿には、国民年金保険料納付額についての記載は無い。

さらに、申立人が提出した年金手帳では、平成6年6月23日に氏名及び住所変更を行った記録となっているが、申立人は、当該氏名及び住所変更を行った事実を認めた上で、これをもって国民年金に加入したものと勘違いしたのかもしれないと供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 15 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 6 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、子会社としてB社が設立され、昭和 41 年 5 月から同社でC職として勤務していた。

その後、B社が閉鎖されることになり、昭和 43 年 6 月から再びA社（後のD社）に戻り勤務していた。

申立期間①及び②の期間については、給与の支給が途切れたことは無く、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、空白となっていることに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、元同僚の証言から、申立人は、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が、新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 10 月 1 日であることが事業所索引簿及びオンライン記録により確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同日付で健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が申立人を含め 11 人確認でき、同社の事業主はこの 11 人について同年 10 月 1 日を取得日として、厚生年金保険被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

また、申立人の雇用保険の加入記録では、転勤前のA社の離職日は昭和 41 年 5 月 15 日、転勤後のB社における資格取得日は、同年 9 月 26 日となっているが、B社において当時事務員をしていた元同僚は、「厚生年金保険適用事業所でない期間は、給与から厚生年金保険の保険料は控除されておらず、この期間は国民年金に加入していた。」と述べており、当該期間におい

て国民年金の納付記録があることが確認できる。

なお、B社に転勤となる前の、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和41年5月15日の資格喪失日と、健康保険証が返納された旨の記録が確認できる。

- 2 申立期間②について、元同僚の証言から、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がB社から、A社に再度転勤となった際の同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は健康保険番号\*番で昭和43年9月1日に資格取得していることが確認できるところ、申立人と同時に転勤した元同僚の健康保険番号は申立人の番号と連番であり、資格取得日も申立人と同一になっているとともに、同年6月23日から同年9月1日までの資格取得者の健康保険番号に欠番は無い。

また、申立人の雇用保険の加入記録では、B社の離職日は昭和43年6月25日で、転勤後のA社の被保険者資格取得日は、同年10月1日となっているが、A社において当時事務員をしていた元同僚は、「同社の保険料の控除については分からない。」と証言しており、保険料控除に係る具体的な供述は得られない。

なお、A社に再度転勤となる前の、B社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは、昭和43年6月26日であることが事業所索引簿及びオンライン記録で確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同日付で資格喪失している被保険者は申立人を含め22人おり、そのすべての被保険者原票には同年6月26日の資格喪失日と、健康保険証が返納された旨の記録が確認できる。

- 3 申立事業所は既に厚生年金保険適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間①及び②における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 10 年 2 月まで

私は、昭和 63 年 7 月から平成 10 年 2 月まで A 社で正社員として勤務した。

当時、私は、月額給与を最低 20 万円から最高 80 万円まで、平均して 40 万円程度支給されていた記憶がある。しかし、ねんきん定期便記載の標準報酬月額は、11 万 8,000 円から 34 万円までと当時支給されていた給与額と異なるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間当時支給されていた給与の額と異なっていると申し立てているが、申立事業所における申立人の健康保険番号の前後の健康保険番号を持つ同じ時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 10 人及び申立人が名前を挙げた同僚 7 人の計 17 人について年金事務所の記録により申立期間における標準報酬月額を確認したが、申立人の標準報酬月額と大きな差はみられない上、申立人を含めいずれも標準報酬月額の推移に特に不自然な点は見当たらない。

また、年金事務所の記録において、申立期間について標準報酬月額の訂正処理が行われるなどの不自然な形跡は見当たらない。

さらに、申立人は当時の給与額及び給与から控除された厚生年金保険料の額を確認できる資料を所持しておらず、具体的な給与額についても記憶が無いとしている上、申立事業所の元取締役及び当時同事業所の厚生年金保険関係の事務を受託していた税理士のいずれも申立期間に係る資料は保存していないことから、申立期間について申立人の主張する厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 12 日から 55 年 3 月頃まで

私は、A社にB職として昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月頃まで勤務していたのに、年金事務所の記録では、54 年 3 月 12 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている。昭和 54 年 11 月の婚姻後に、事業主から退職を求められ退職したので、婚姻前に資格を喪失していることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社にB職として勤務していたが、結婚式や行事のない時は、週 1 日程度しか出勤していなかったとしているところ、申立事業所の事業主は、「B職は常勤ではなく、月に 10 日程度の出勤だったので、社会保険には加入させていなかった。」とし、同僚は、「事務職の女性は常勤だったので社会保険に加入していたが、B職は週 2 日程度勤務だったので、正社員ではなく、アルバイトの取扱いだった。自分も当時はB職だったが社会保険には加入していなかった。」と供述していることを踏まえると、申立人は、申立期間当時、労働日数が通常の就労者より少ないため、厚生年金保険被保険者としての要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同僚は、雇用保険の加入記録が無い人はアルバイトだったと供述している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人と同日の昭和 52 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した女性が 2 人確認できるが、同僚の供述から当該 2 人は事務職として勤務していたことが確認できる上、前述の申立人の勤務実態等を踏まえると、誤って申立人の加入手続が行われた可能性がうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 11 月 25 日まで  
② 昭和 30 年 2 月 4 日から同年 5 月 15 日まで  
③ 昭和 30 年 7 月 1 日から 32 年 1 月 29 日まで  
④ 昭和 32 年 3 月 29 日から同年 6 月 7 日まで  
⑤ 昭和 32 年 10 月 8 日から 33 年 6 月 29 日まで  
⑥ 昭和 33 年 11 月 8 日から 34 年 6 月 22 日まで  
⑦ 昭和 34 年 8 月 18 日から同年 11 月 20 日まで  
⑧ 昭和 35 年 3 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで  
⑨ 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで  
⑩ 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 5 月 1 日から平成 5 年 1 月 31 日までの期間のうち、164 か月間、厚生年金保険に加入していた。

年金事務所の記録を確認したところ、厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間に係る全ての標準報酬月額が、実際にもらっていた給与の額より少ない記録になっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が1万円となっているところ、当時の給与支給額は2万円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、オンライン記録上の標準報酬月額の1万円は、昭和44年法律第78号附則第3条（以下「附則第3条」という。）により見直したものであり、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申

立人に係る標準報酬月額は、29年5月から同年9月までは5,000円、同年10月は7,000円と記載されていることが確認できる上、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していた事業主を除く厚生年金保険被保険者のうち、自分より給与額が高かったと思う者として名前を挙げている者の標準報酬月額の最高額は1万8,000円であり、中学を卒業して申立事業所に入社した申立人が2万円の給与を支給されていたとは考え難い。

また、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も亡くなっているため、申立ての給与支給額等について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間の同僚を覚えておらず、所在が確認できる者もないことから、申立事業所における標準報酬月額の取扱い等について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が1万円となっているところ、当時の給与支給額は2万5,000円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、オンライン記録上の標準報酬月額の1万円は、附則第3条により見直したものであり、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る標準報酬月額は6,000円と記載されていることが確認できる上、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していた事業主を除く厚生年金保険被保険者のうち、自分より給与額が高かったと思う者として名前を挙げている者の標準報酬月額の最高額は1万8,000円であり、申立人が2万5,000円の給与を支給されていたとは考え難い。

また、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も亡くなっているため、申立ての給与支給額等について確認することができない。

さらに、申立期間当時の同僚に文書照会したが、回答を得ることができないため、申立事業所における標準報酬月額の取扱いについて確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社（申立期間①のA社が、名称を変更）に勤務していた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が、昭和30年7月から31年9月までは1万円、同年10月から同年12月までは1万2,000円となっているところ、当時の給与支給額は2万8,000円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、オンライン記録上の昭和30年7月から31年9月までの標準報酬月額の1万円は、附則第3条により見直したものであり、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は7,000円と記載されていることが確認できる上、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していた事業主を除く厚生年金保険被保険者



のうち、自分より給与額が高かったと思う者として名前を挙げている者の標準報酬月額の高額は2万6,000円であり、申立人が2万8,000円の給与を支給されていたとは考え難い。

また、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も亡くなっているため、申立ての給与支給額等について確認することができない。

さらに、申立期間当時の同僚に照会したところ、1人から回答があったが、申立期間当時の標準報酬月額の取扱いについては不明としており、当時の状況を確認することができない。

- 4 申立期間④について、申立人は、D社に勤務していた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が1万6,000円となっているところ、当時の給与支給額は3万円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料等は残っていないが、申立期間当時の男性の給与は1万2,500円から1万7,500円程度であり、申立人の主張している給与額の3万円は、役員クラスの給与であり、当時の従業員に支給していたとは考えられない。」と回答している。

また、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していた事業主を除く厚生年金保険被保険者のうち、自分より給与額が高かったと思う者として名前を挙げている者の標準報酬月額の高額は2万6,000円であり、申立人が3万円の給与を支給されていたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の同僚を覚えておらず、所在が確認できる者もないことから、申立事業所における標準報酬月額の取扱い等について確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、C社に勤務していた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が1万2,000円となっているところ、当時の給与支給額は3万5,000円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者のうち、自分より給与額が高かったと思う者として名前を挙げている者の標準報酬月額の高額は1万8,000円であり、申立人が3万5,000円の給与を支給されていたとは考え難い。

また、申立期間に申立事業所に勤務していた同僚8人に文書照会したところ、4人から回答があり、そのうちの1人は、「オンライン記録の標準報酬月額と当時の給与額は一致している。」としている。

さらに、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も亡くなっているため、申立ての給与支給額等について確認することができない。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、E事業所に勤務していた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が1万円となっているところ、当時の給与支給

額は4万円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、オンライン記録上の標準報酬月額が1万円は、附則第3条により見直したものであり、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は9,000円と記載されていることが確認できる上、申立期間に申立事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の最高額は2万円であり、申立人が4万円の給与を支給されていたとは考え難い。

また、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も亡くなっているため、申立ての給与支給額等について確認することができず、申立期間に申立事業所に勤務していた同僚3人に文書照会したところ、2人から回答があったが、当該事業所に係る被保険者記録の標準報酬月額について、「オンライン記録の標準報酬月額と当時の給与額が一致しているか不明である。」と回答しているため、申立事業所における標準報酬月額の取扱いについて確認することができない。

- 7 申立期間⑦について、申立人は、F社（申立期間③及び⑤のC社が、名称を変更）に勤務していた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が1万6,000円となっているところ、当時の給与支給額は5万円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者のうち、自分より給与額が高かったと思う者として名前を挙げている者の標準報酬月額の最高額は3万9,000円であり、申立人が5万円の給与を支給されていたとは考え難い。

また、申立期間に申立事業所に勤務していた同僚5人に文書照会したところ、3人から回答があり、そのうち1人は、「オンライン記録の標準報酬月額と当時の給与額は一致している。」、他の2人は、「一致しているか不明。」とし、その他に1人が、「申立事業所は、経理関係を適正にしていた。」と回答しており、同僚の1人が申立事業所において一番給与額が多かったと思う者として名前を挙げた者の標準報酬月額は2万6,000円である。

さらに、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も亡くなっているため、申立ての給与支給額等について確認することができない。

- 8 申立期間⑧について、申立人は、G事業所に勤務していた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が、昭和35年3月から36年9月までは1万円、同年10月から37年6月までは1万2,000円となっているところ、当時の給与支給額は6万円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、申立期間に申立事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の最高額は2万円であることが確認できる。

また、申立期間に申立事業所に勤務していた同僚3人に文書照会したとこ

ろ、2人から回答があり、共に、「オンライン記録の標準報酬月額と当時の給与額は一致している。」としており、「社長は、給与の届出を適正にしていたと思う。」、「申立人は、申立事業所の隣のH事業所に勤務していたと思う。」と回答しているところ、申立人は、H事業所における勤務について、「申立事業所とH事業所の両方の仕事をしていたかもしれないが、給与については、G事業所からまとめてもらっていたような気がする。」としているが、申立事業所の事業主が、他事業所における勤務に対する給与を支給し、併せて厚生年金保険料を控除したとは考え難い。

さらに、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も亡くなっているため、当時の給与支給額等について確認することができない。

- 9 申立期間⑨について、申立人は、H事業所に勤務していた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が、昭和37年5月から38年9月までは1万4,000円、同年10月から39年1月までは1万6,000円となっているところ、当時の給与支給額は7万円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、申立期間に申立事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の最高額は2万円であり、申立期間に申立事業所に勤務していた同僚8人に文書照会したところ、2人から回答があり、「申立人は、個人で仕事を受注していた。」、「H事業所の事業主とI事業所を経営していた申立人とは、親戚であり、工場も隣同士で、自分は申立人の工場で働いていた。」としているところ、このことについて、申立人は、「よく覚えていない。」と回答しているものの、自身が経営していたI事業所の給与を含めた給与支給額が7万円として申し立てているものと推認できる。

また、申立事業所は、「申立期間当時の事業主は亡くなっており、当時の給与簿等も処分しているため不明である。」と回答している。

- 10 申立期間⑩について、申立人は、自身が代表取締役を務めているJ社において厚生年金保険被保険者となっていた期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額が、昭和62年4月から平成元年3月までは20万円、同年4月から4年9月までは30万円となっているところ、当時の給与支給額は50万円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、申立人は、当時の給与簿等は残っていないとしている上、申立事業所が決算事務等を委託していた税理士に照会し、回答のあった申立期間の役員報酬額は、オンライン記録の標準報酬月額と概ね一致している。

また、社会保険事務所（当時）への算定基礎届等の届出について、申立人は、「税理士に依頼していた。」としているところ、当該税理士は、「当所では、社会保険関係の事務を行っておらず、申立人の妻がしていたと思う。」と回答しており、申立事業所の申立期間に係る算定基礎届は期限内に提出され、平成元年4月1日改定の月額変更届も提出されており、オンライン記録

に不自然な点は見受けられず、届出義務者としての事業主である申立人による届出が行われたものと推認できる。

- 11 このほか、申立期間①から⑩までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑩までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月頃から 47 年 3 月頃まで  
② 昭和 47 年 4 月頃から 50 年 3 月頃まで

私は、昭和 44 年 7 月頃から 47 年 3 月頃まで A 郡 B 町にあった C 事業所で、同年 4 月頃から 50 年 3 月頃まで D 郡 E 町に本社があった F 事業所の G 営業所に勤務した。

しかし、申立期間①及び②は厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人が勤務したとする C 事業所は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は無い上、申立人は、同事業所の事業主及び同僚の名前を覚えていないため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

#### 2 申立期間②について、申立人の F 事業所に係る雇用保険の被保険者記録は無いが、同事業所において厚生年金保険加入記録のある同僚の供述内容は、申立人の同事業所における当時の記憶と符合することから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録では、申立事業所は、昭和 47 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち同年 4 月頃から同年 5 月 31 日までは、被保険者となることはできない。

また、申立事業所は既に適用事業所でなくなっており、同事業所の事業主の連絡先も不明である上、同事業所において厚生年金保険加入記録のある同

僚で照会に回答のあった5人全員が申立人を知らないとしていることから、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立事業所における厚生年金保険の加入状況について、前述の同僚のうち1人は、「覚えていない。」、1人は、「入社してすぐ加入した。」、1人は、「入社して6年6か月後に加入した。」、2人は「入社して約1年後に加入した。」としていることから、同事業所では、従業員を雇用後、すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚のうち男性7人の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が、厚生年金保険被保険者期間とおおむね一致しているところ、雇用保険の被保険者記録が確認できない申立人に厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに不自然さはうかがえない。

このほか、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても申立人の原票は無く、申立期間②において健康保険番号に欠番も無い。

- 3 そのほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年頃から 55 年 2 月まで A 社に勤務しており、その間の源泉徴収票を全て保管している。

当該期間は、国民年金に加入し、保険料を納付していたが、そのうち、昭和 54 年分の源泉徴収票のみに社会保険料の金額が記載されている。当該保険料額が厚生年金保険料かもしれないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたと申し立てているところ、申立人提出の昭和 54 年分の源泉徴収票における、「中途就・退職」欄は空欄となっていることから、申立期間において、申立事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、前述の昭和 54 年分の源泉徴収票に記載の社会保険料の金額（3 万 7,890 円）は 54 年分の国民年金保険料額と一致しており、オンライン記録では、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、強制加入被保険者として保険料を納付していることが確認できることから、当該源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、申立人が申立期間において納付した国民年金保険料であり、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所は、「資料は残っていないが、申立人に支給した給与から、厚生年金保険料は控除していなかったはずである。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間において申立人の原票は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月頃から平成元年 4 月頃まで

私は、昭和 63 年 9 月頃から平成元年 4 月頃まで、A社でパートタイマーとして販売の業務に従事した。当時は、夫の扶養には入らず、厚生年金保険料も払っていたと思うので厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の申立事業所における厚生年金保険の加入記録及び当該同僚の証言から、入社時期は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間における記録は、国民年金の第3号被保険者となっている上、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録は無く、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録の申立期間における整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 62 年 3 月 11 日から平成元年 8 月 28 日までの期間について、申立人の夫に係る政府管掌健康保険の被扶養者であったことが確認できることから、国民年金の被保険者資格喪失日は、申立期間直後に就職した事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の元年 4 月 16 日であることを踏まえると、国民年金の資格喪失手続は、申立人の夫の勤務先事業所を経由せず、申立人が行ったと考えられることから、申立人は、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険に加入していないことを認識していた可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間当時、申立事業所に勤務していた複数の同僚は、「パートの厚生年金保険への加入は自己申告だった。」「社員は全員厚生年金保険に加入していたが、パートやアルバイトで加入していない者もいた。」と供述して

いる上、申立期間当時、申立事業所で社会保険関係の事務を担当していた同僚は、「当時は、一部の例外を除き、パートは厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述していることなどから、申立期間当時、申立事業所は、入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立事業所は、「申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における雇用形態及び厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 1 日から 26 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 3 月 1 日に、A社B支店に入社し、その後転勤を繰り返し 61 年 7 月まで勤務した。

しかし、昭和 26 年 5 月 1 日からの厚生年金保険の加入記録しかなく、21 年 3 月 1 日から 26 年 5 月 1 日までの同社B支店管轄内で勤務した期間が厚生年金保険の加入記録から漏れており納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社が発行する俸金支給通知書(昭和 21 年 3 月 1 日付け、同年 10 月 1 日付け及び 22 年 1 月 1 日付け)、申立人に係るC健康保険組合の組合員記録、雇用保険の被保険者記録、及び同僚からの回答により、申立人は、申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証及び年金手帳の厚生年金保険の記録欄をみると、厚生年金保険被保険者資格取得日はいずれも昭和 26 年 5 月 1 日と記載されているほか、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載された申立人の被保険者資格取得日も同様であり、これはオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立事業所において、申立人と同じ資格取得日となっている者は 74 人いるが、照会に対して回答のあった 7 人のうち 6 人は、当該回答内容及びオンライン記録により、同社に入社して約 1 年から 5 年後に被保険者資格を取得したことがうかがえる。

さらに、申立事業所は、申立期間に係る給与関係の資料を保管していないため、申立期間における保険料控除について不明としている上、申立人が申立期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 5 月 25 日から同年 10 月 1 日まで  
② 平成 7 年 1 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 61 年に A 社に入社し、平成 7 年 8 月末まで継続して勤務していた。途中、商号が変更したが、勤務形態等に変更は無かった。

しかし、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社の登記簿謄本により、申立人が平成 5 年 5 月 24 日から 7 年 2 月 15 日まで同社の取締役就任していること及び申立人と同様に申立期間①及び②が未加入期間となっている同僚 9 人に文書照会したところ、回答があった 4 人全員が「申立人を知っている。」としていることから、期間の特定はできないものの、申立人は、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社及び B 社は、申立期間①及び②において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人及び前述の同僚照会で回答のあった複数の同僚について、申立期間当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、A 社が全喪した日と同日の平成 5 年 5 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している 33 人（申立人を含む）の資格喪失届の処理年月日を確認したところ、全員が同年 10 月 8 日に処理がされていることが確認できるが、同社の登記簿謄本により、同社は、同年 5 月 24 日に解散していることが確認できることから、当該資格喪失及び全喪の処理は、事実上即した処理であったものと考えられる。

さらに、申立人が提出した社内文書を見ると、当該社内文書の宛名が「元」

となっていることから、当該文書が発出された平成7年7月20日より前には、申立人は、B社に所属していなかった可能性もうかがえる上、申立人が提出した前述の社内文書及び新聞記事によると、B社は6年11月頃から従業員の賃金が未払いになっていたことが確認できることから、申立期間②において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかった可能性もうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。